

農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙）

＜農地法第2条第3項第1号関係＞

1-1 事業の種類

区 分	農 業		左記農業に該当しない 事業の内容	備 考
	生産する農畜産物	関連事業等の内容		
現 在 (実積又は見込み)				
権利取得後 (予 定)				

1-2 売上高

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業	備 考
3 年前(実績)			
2 年前(実績)			
1 年前(実績)			
申請日の属する年 (実績又は見込み)			
2 年目(見込み)			
3 年目(見込み)			

＜農地法第2条第3項第2号関係＞

2 構成員全ての状況

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農協、投資円滑化法に基づく承認会社、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等）

[illegible]

その法人の行う農業に必要な
年間総労働日数

日

(2) 農業関係者以外の者（(1) 以外の者）

[illegible]

(3) (1)及び(2)のうち、主要株主等（総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等		備 考
		国籍等	在留資格又は特別永住者	

	議決権の数		議決権の割合	
	株主総会	種類株主総会	株主総会	種類株主総会
(1) 農業関係者				
(2) 農業関係者以外の者				
計				

(留意事項)

1 構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

<農地法第2条第3項第3号及び第4号関係>

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

在留資格又は永住者に該当する外国人労働者の農業への従事状況									
氏 名	住 所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役 職	農 業 へ の 年 間 従 事 日 数				備 考
					必要な農作業への 年間従事日数		必要な農作業への 年間従事日数		
					直近実績	見込み	直近実績	見込み	

4 重要な使用人の農業への従事状況

農業への年間従事日数										備 考
氏 名	住 所	国籍等	在 留 資 格 又 は 特 別 永 住 者	役 職	必要な農作業への 年間従事日数					
					直近実績	見込み	直近実績	見込み		

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

- ウ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
エ 農業生産に必要な資材の製造
オ 農作業の受託
カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
(2) 農業と併せ行う林業
(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「1－1 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の 50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も 50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に 3 つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「1－2 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
「1 年前」から「3 年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前 3 事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「申請日の属する年」から「3 年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする 3 事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。
- 4 2 の「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載してください。
- 5 「2 (1) 農業関係者」欄には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第 5 条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載してください。
複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 6 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員になっている場合、「2 (1) 農業関係者」の「農地等の提供面積」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
- 7 2 (3) の各欄、3 の「国籍等」及び 4 の「国籍等」の各欄については、所有権を移転する場合のみ記載してください。
国籍等は、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。
- 8 「4 重要な使用人の農業への従事状況」については、「3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況」の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間 150 日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第 8 条に規定する日数（原則年間 60 日）以上従事する者がいない場合のみ記載してください。

上記内容について調査したところ相違ないことを確認した。

年 月 日

農業委員会会長

調査確認者職氏名